

国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県のスポーツの振興、地域の活性化、魅力発信に資するため、県外、海外から相当数の参加者の来訪が見込まれる国際スポーツ競技大会に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下、「規則」という。)、この要綱及び国際スポーツ競技大会支援事業実施要領(以下、「実施要領」という。)に基づき、補助金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 この要綱に基づく補助対象団体は、以下のとおりとする。

(1) 県内市町村又は県内市町村が構成員となる団体

(2) 県又は県内市町村が後援等により支援する国際スポーツ競技大会(以下、「国際スポーツ大会」という。)を開催する国内競技連盟等の団体

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う団体の役員等(代表者、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他実質的に当該団体の経営に参与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。ただし、市町村長、副市町村長及び市町村の職員を除く。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該団体は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)

(2) 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由のあるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を与える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、国際競技連盟が主催する大会、又は、国際競技連盟が公認し、日本オリンピック委員会、日本スポーツ協会、日本パラリンピック委員会、日本パラスポーツ協会に加盟する団体が開催する大会であって、知事が認めた事業とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助の対象とする経費（以下、「補助対象経費」という。）は別表1のとおりとする。

2 補助率及び補助限度額は別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 この補助金の交付を申請しようとする者（以下、「申請者」という。）は、知事が定める期日までに国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、次条に規定する事項を条件に交付決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助額に変更が生じないで、かつ、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他知事が必要と認める条件

(変更等承認申請)

第8条 前条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとするときは、国際スポーツ競技大会支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 知事は、補助事業の円滑な執行を図るため必要と認めるときは、当該補助金の交付決定年度内の知事が定める期日までの事業の遂行状況について、知事が定める期日までに国際スポーツ競技大会支援事業補助金遂行状況報告書（別記第3号様式）を、この補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）から報告を徴することができるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに国際スポーツ競技大会支援事業補助金実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、国際スポーツ競技大会支援事業補助金概算払請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(決定の取消)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関し補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者であることが判明したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第6条の規定は、第1項の規定による取り消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

- 第15条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、補助事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前各項の返還の請求に係る補助金で、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(加算金及び延滞金)

- 第16条 補助事業者は、第14条1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。
 - 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
 - 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
 - 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(補助金の経理)

第 17 条 この要綱により補助金の交付を受けた事業主体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存期間は、補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(暴力団密接関係者)

第 18 条 規則第 17 条第 1 項第 3 号の知事が定める者は、補助事業を行う団体の役員等が第 2 条第 2 項第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当する者である団体とする。

附則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和 7 年 3 月 26 日から施行し、令和 7 年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表 1（第 4 条第 1 項）

経 費
○補助対象経費
1 会場関係費（会場借上費、会場設営費及び機材費）
2 警備・安全対策費
3 競技運営費
4 広報宣伝費
5 その他大会開催に不可欠な経費
ただし、上記補助対象経費であっても、以下については補助対象外とする。
1 補助事業者の責により大会が未実施となったことに伴い生じた経費
2 事業目的に照らし、県の事業として補助することが適当でないと認められる経費（例：賞金、接待を目的とする経費等）
3 システム導入費、備品購入費等の補助事業主体の経常的な使用又は利用に係る経費

別表 2（第 4 条第 2 項）

補助率	補助限度額
補助対象経費の 4 分の 1 以内 （算出された額に、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）	30,000 千円以内 （大会規模等により知事が定める額）

※大会規模等により知事が定める額は、実施要領第 2 に規定する。

国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者名

年度において、下記のとおり国際スポーツ競技大会を実施したいので、国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的、内容及び効果
別紙3「実施計画書」のとおり

2 総事業費、補助対象経費及び補助金交付申請額

総事業費	円
総事業費のうち補助対象経費	円
補助金交付申請額	円

3 補助事業完了予定年月日

年 月 日

4 添付書類

- (1) 団体に関する調書（別紙1の1、1の2、1の3誓約書）
- (2) 役員等名簿（別紙2）
- (3) 実施計画書（別紙3）
- (4) 補助事業に係る収支予算書
- (5) 事業内容が明確にわかるもの（企画書、委託仕様書、見積書等の写し）
- (6) その他参考となる資料

団 体 に 関 す る 調 書

団体名			
代表者 ※ 1			
国際競技連盟に加盟しているか否かの別 ※ 2	☐ 加盟している ☐ 加盟していない		
国際競技連盟が公認している大会か否かの別	☐ 公認している ☐ 公認していない		
加盟する団体	☐ 日本オリンピック委員会 ☐ 日本スポーツ協会 ☐ 日本パラリンピック委員会 ☐ 日本パラスports協会		
構成団体	構成団体数	団体	
内訳	団体名称	代表者職名	代表者氏名

※ 1 代表者欄は、団体の長となる者を記入してください。

※ 2 構成団体のうち、いずれかの団体が加盟している場合は「加盟している」にチェックマークをいれてください。

※ 3 市町村以外の団体については、別紙 1 の 2 の「個別構成団体に関する調書」を作成してください。

別紙１の２（第１号様式関係 市町村以外の構成について記載すること）

個別構成団体に関する調書

団 体 名

代表市町村名

個別構成団体名			
個別構成団体の所在地			
代表者	ふりがな 氏 名		
	住 所	〒	
設立年月日		年 月 日	
団体の目的			
団体の種類及び根拠法令※			
組織形態及び会員数		単一の団体 連合組織 (どちらかを○で囲んでください)	会員数 名
主な活動地域			
これまでの主な活動内容			
団体の財政規模 (支出ベース)		前年度決算	円
		今年度予算	円
連絡責任者	ふりがな 氏 名		
	住 所	〒	
	電話・FAX		
	E-mail		
備 考			

※ 例) 公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）、一般社団法人及び一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）、NPO法人（特定非営利活動法人活動促進法）、任意団体（根拠法なし）など。その他登記簿等、上記事実を確認できる書類がありましたらその写しを添付してください。

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地

名 称

代表者名

⑨

本団体は、国際スポーツ競技大会支援事業補助金の交付を申請するに当たり、役員等（代表者、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付要綱第 2 条第 2 項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。また、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

※注意事項

- ・ 本人が自署で作成する場合は押印なしでも可。第三者が作成する場合は押印すること。
- ・ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。
- ・ 電子にて申請する場合は、申請者が原本（誓約書・役員等名簿）を保管すること。

別紙2（第1号様式関係）

役員等名簿

番 号	商号又は名称（半角）	商号又は名称（漢字）	氏 名（半角）	氏 名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年 月 日					
						年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（私・当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名）

印

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
- ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に
関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任
されている者を除き省略することができる。

実 施 計 画 書

1 国際スポーツ競技大会の概要

名 称				
目的・内容				
開催日(期間)				
開催場所				
主催者				
共催者				
後 援				
期待される効果				
地域貢献の取組				
来訪者数 ※	参加選手数	人	うち宿泊者数 (実人数)	人
	大会関係者数 (審判、役員等)	人	うち宿泊者数 (実人数)	人
観戦者数	人			
参加国				

※参加者（選手、大会関係者）及び宿泊者数の分かる書類を添付願います。

2 総事業費

総事業費（円）	うち補助対象経費（円）	補助対象外経費（円）

別紙 3（第 1 号様式関係）

3 収支計画書

区 分		経費区分 ※ 1	事業予算額(円)	内容及び積算内訳 ※ 2
収 入		補助金（県）		
		協賛金		
		自己資金		
		収入総計		
支 出 ※ 3	補 助 対 象 経 費	会場借上費		
		会場設営費		
		機材費		
		警備・安全対策費		
		競技運営費		
		広報宣伝費		
		小計		
	補 助 対 象 外 経 費			
		小計		
	支出総計			

※ 1 経費区分については、上記項目のほか、必要に応じて追加してください。

※ 2 詳細は任意様式による資料添付でも可能です。

※ 3 支出内容が分かる書類（設計書、仕様書、見積書等の写し）を添付願います。

第2号様式（第8条）

国際スポーツ競技大会支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地

名 称

代表者名

年 月 日 付け千葉県 指令第 号で補助金交付の決定のあった国際スポーツ競技大会支援事業補助金を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付要綱第8条の規定によりその承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

国際スポーツ競技大会支援事業補助金遂行状況報告書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった国際スポーツ競技大会支援事業補助金の遂行状況を国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

[事業進捗]

事業名	事業の概要	月 日時点状況		残事業	完了予定 年月日	備考
		実績	進捗率			
		円				

[収入]

経費区分 ※1	金額(円)		内容及び積算内訳 ※2
	計画額	実績額	
補助金（県）			
協賛金			
自己資金			
収入総計			

第3号様式（第9条）

[支出] ※3

経費区分 ※1		金額(円)		内容及び積算内訳 ※2
		計画額	実績額	
補助対象経費	会場借上費			
	会場設営費			
	機材費			
	警備・安全対策費			
	競技運営費			
	広報宣伝費			
	小計			
補助対象外経費				
	小計			
支出総計				

※1 経費区分については、上記項目のほか、必要に応じて追加してください。

※2 詳細は任意様式による資料添付でも可能です。

※3 支出内容が分かる書類（設計書、仕様書、見積書等の写し）を添付願います。

国際スポーツ競技大会支援事業補助金実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった国際スポーツ競技大会支援事業補助金について、国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 実績額及び事業内容
別紙のとおり

別紙（第4号様式関係）

1 大会名称

2 大会開催期間

3 事業の着手及び完了期日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

4 事業実績及び成果 ※1

		事業計画	実績
期待される効果			
地域貢献の取組			
来訪者数 ※2	参加選手数	人	人
	うち宿泊者数 (実人数)	人	人
	大会関係者数 (審判、役員等)	人	人
	うち宿泊者数 (実人数)	人	人
観戦者数		人	人
参加国			

※1 補助事業に関する写真等も添付ください。

※2 参加者（選手、大会関係者）及び宿泊者数の分かる書類を添付願います。

4 収支決算書

区 分	経費区分 ※1	予算額a (円)	決算額b (円)	増減額b-a (円)	内容及び積算内訳 ※2
収 入	補助金（県）				
	協賛金				
	自己資金				
	収入総計				
支 出 ※3	補助 対象 経 費	会場借上費			
		会場設営費			
		機材費			
		警備・安全対策費			
		競技運営費			
		広報宣伝費			
		小計			
	補助 対象 外 経 費				
		小計			
	支出総計				

※1 経費区分については、上記項目のほか、必要に応じて追加してください。

※2 詳細は任意様式による資料添付でも可能です。

※3 支出内容が分かる書類（請求書、領収書等の写し）を添付願います。

〔補助金額の計算〕

項目	金額（円）	備考
A 補助対象経費（決算）額		
B 補助相当額		$A \times 1/4$ （千円未満切捨）
C 交付決定額		交付決定通知書決定額
県補助金の額		BとCのうちどちらか低い方の額

国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地
名 称
代表者名

年 月 日付け千葉県 達第 号で額の確定のあった国際スポーツ競技大会支援事業補助金については、国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

確 定 額	金	円
既支払額	金	円
請 求 額	金	円

振込金融機関名	
本（支）店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

国際スポーツ競技大会支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地
名 称
代表者名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった国際スポーツ競技大会支援事業補助金を国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により次のとおり概算払いされるよう請求します。

記

交付決定額	金		円
概算払請求額	金		円

振込金融機関名	
本（支）店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	